

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
Incorporated Administrative Agency Communications Research Laboratory	04/01/2004
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	National Institute of Information and Communications Technology
Street Address:	2-1, Nukui-kitamachi 4-chome, Koganei-shi
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Patent Number:	7305033
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(202)659-1559
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	2026596960
Email:	jledbetter@dickinsonwright.com
Correspondent Name:	James E Ledbetter
Address Line 1:	1875 Eye Street, NW
Address Line 2:	SUITE 1200
Address Line 4:	Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20006
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	008638-03102
NAME OF SUBMITTER:	James E. Ledbetter

Total Attachments: 7
 source=Name Change#page1.tif
 source=Name Change#page2.tif
 source=Name Change#page3.tif
 source=Name Change#page4.tif
 source=Name Change#page5.tif

OP \$40.00 7305033

source=Name Change#page6.tif
source=Name Change#page7.tif

業務の委託を受けた者」と、第二十一条第二項中「及び一般勘定に係る出資」とあるのは「、附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定に係る出資、一般勘定に係る出資(受信対策基金に係る出資を除く。)及び受信対策基金に係る出資」と、第二十二条第一項第七号中「第十四条」とあるのは「第十三条及び附則第九条」と、第二十六条第一号中「第十四条」とあるのは「第十三条及び附則第九条」とする。

(過料)

第十七条 附則第十四条第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して受信対策基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から附則第七条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一二年五月二六日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日法律第一三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(独立行政法人情報通信研究機構への移行)

第二条 独立行政法人通信総合研究所(附則第五条において「研究所」という。)は、この法律の施行の時ににおいて、独立行政法人情報通信研究機構(以下「研究機構」という。)となるものとする。

(通信・放送機構の解散等)

第三条 通信・放送機構は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて研究機構が承継する。

2 前項の規定による承継の際現に通信・放送機構が有する資産であって次に掲げるものは、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

- 一** 附則第九条の規定による廃止前の通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「旧通信・放送機構法」という。)第三十三条の二に規定する研究開発推進勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産
- 二** 旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発出資勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産
- 三** 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)第九条に規定する特別の勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産
- 四** 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十号。以下「平成十三年基盤技術研究法改正法」という。)附則第九条に規定する通信・放送承継勘定(以下「旧通信・放送承継勘定」という。)に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産
- 五** 旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する衛星所有勘定に属する残余財産
- 六** 附則第十六条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第五十六条の五第一項に規定する特別通信・放送基盤施設整備基金に属する残余財産

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 通信・放送機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計

独立行政法人情報通信研究機構法**(平成十一年十二月二十二日法律第百六十二号)**

最終改正:平成一九年六月一三日法律第八五号

(最終改正までの未施行法令)

平成十八年十二月十五日法律第百九号 (未施行)平成十九年六月十三日法律第八十五号 (未施行)第一章 総則(第一条—第八条)第二章 役員及び職員(第九条—第十三条)第三章 業務等(第十四条—第二十条)第四章 雑則(第二十一条—第二十三条)第五章 罰則(第二十四条—第二十六条)附則**第一章 総則**

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人情報通信研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高度通信・放送研究開発 通信・放送技術(電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。以下同じ。)の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術をいう。)に関する研究開発であつて通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与するものをいう。
- 二 通信・放送事業分野 電気通信業又は放送業に属する事業、委託を受けて専ら電気通信業又は放送業において行われる業務の一部を行う事業、電気通信業又は放送業の発達を図るための業務であつて、放送番組を収集し、及び保管する業務その他のこれらの業に密接に関連するものを行う事業、電気通信業又は放送業が提供する役務の有効利用に資する電気通信設備を整備する事業、電気通信設備の機能の効率的な利用を支援する電気通信の業務を行う事業並びに電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)の設計その他の電気通信設備の機能の効率的な利用を技術的に支援する業務を行う事業の属する事業分野をいう。

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人情報通信研究機構とする。

(機構の目的)

第四条 独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、情報の電磁的流通(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第六十三号に規定する情報の電磁的流通をいう。第十四条第一項において同じ。)及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。

EXTRACTED TRANSLATION

National Institute of Information and Communications Technology Act (Act No. 162 of December 22, 1999)

Chapter 1 General Provisions (Articles 1 to 8)

Chapter 2 Officers and Staff (Articles 9 to 13)

Chapter 3 Operations, Etc. (Articles 14 to 20)

Chapter 4 Miscellaneous Provisions (Articles 21 to 23)

Chapter 5 Penal Provisions (Articles 24 to 26)

Supplementary Provisions

Extracts from the Supplementary Provisions (Act No. 134 of December 6, 2002)

Article 1 (Effective Date)

This Act shall come into effect as from the first day of April in the year of 2004, provided, however, that the provisions under Articles 3, 4, and 12 thereof shall come into effect as from the day of promulgation thereof.

Article 2 (Transfer to the National Institute of Information and Communications Technology)

The Incorporated Administrative Agency Communications Research Laboratory (hereinafter referred to as the "Laboratory") shall be reorganized into the National Institute of Information and Communications Technology (hereinafter referred to as the "Institute") as at the promulgation hereof.

Article 3 (Dissolution, Etc. of Telecommunications Advancement Organization of Japan)

(1) The Telecommunications Advancement Organization of Japan shall be dissolved as at the promulgation hereof, whereupon all the assets thereof, exclusive of such assets that are to be taken over by the National Government, and liabilities thereof shall be taken over by the Institute pursuant to the provision of the following items under this Article.

履歴事項全部証明書

東京都小金井市貫井北町四丁目2番1号
 独立行政法人情報通信研究機構
 会社法人等番号 0124-05-000492

名 称	<u>独立行政法人通信総合研究所</u>	
	独立行政法人情報通信研究機構	平成16年 4月 1日変更
		平成16年 4月 1日登記
主たる事務所	東京都小金井市貫井北町四丁目2番1号	
法人成立の年月日	平成13年4月1日	
役員に関する事項	<u>東京都八王子市めじろ台一丁目23番地の4</u> 理事長 <u>飯田尚志</u>	平成16年 3月31日解任
		平成16年 4月 1日登記
	<u>京都市左京区岩倉北池田町39番地の1</u> 理事長 <u>長尾真</u>	平成16年 4月 1日就任
		平成16年 4月 1日登記
		平成19年 3月31日解任
		平成19年 4月 2日登記
	兵庫県西宮市羽衣町4番7号 理事長 <u>宮原秀夫</u>	平成19年 9月 1日就任
		平成19年 9月11日登記
	<u>東京都世田谷区用賀三丁目25番18-516号</u> 理事長職務代行 <u>田中栄一</u> 者	平成19年 3月31日就任
		平成19年 4月 2日登記
		平成19年 7月 9日解任
		平成19年 7月12日登記
	<u>横浜市都筑区荏田東四丁目34番24号</u> 理事長職務代行 <u>池川博士</u> 者	平成19年 7月10日就任
		平成19年 7月12日登記
平成19年 8月31日解任		
平成19年 9月11日登記		

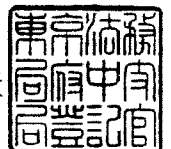
東京都小金井市貫井北町四丁目2番1号
 独立行政法人情報通信研究機構
 会社法人等番号 0124-05-000492

資本金	<u>金627億4037万2886円</u>		
	<u>金1540億7682万232円</u>	平成17年 1月11日変更	平成17年 1月14日登記
	<u>金1564億7682万232円</u>	平成17年 4月22日変更	平成17年 4月26日登記
	<u>金1596億7682万232円</u>	平成17年 7月26日変更	平成17年 8月 2日登記
	<u>金1618億7682万232円</u>	平成18年 1月20日変更	平成18年 1月23日登記
	<u>金1640億3682万232円</u>	平成18年 3月24日変更	平成18年 4月 6日登記
	<u>金1655億8682万232円</u>	平成18年 7月13日変更	平成18年 7月25日登記
	<u>金1664億3682万232円</u>	平成18年12月19日変更	平成19年 2月 8日登記
	<u>金1674億9682万232円</u>	平成19年 3月23日変更	平成19年 4月17日登記
	<u>金1689億9682万232円</u>	平成19年 7月13日変更	平成19年 9月11日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 5月12日移記		

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成19年12月13日
 東京法務局府中支局
 登記官

浅 山 登



EXTRACTED TRANSLATION

CERTIFICATE OF ALL ITEMS ON RECORDED MATTER

2-1, Nukui-kitamachi 4-chome, Koganei-shi, Tokyo

National Institute of Information and Communications Technology

Corporation Number: (0124) 05-000492

Name of the Corporation Etc.	Incorporated Administrative Agency Communications Research Laboratory	
	National Institute of Information and Communications Technology	Changed on April 1 st , 2004(Heisei 16)
		Registered on April 1 st , 2004(Heisei 16)
Address of Principal Office	2-1, Nukui-kitamachi 4-chome, Koganei-shi, Tokyo	
Incorporation Date	April 1 st , 2001(Heisei 13)	
Matters pertaining to Officers	"OMITTED"	

2-1, Nukui-kitamachi 4-chome, Koganei-shi, Tokyo
National Institute of Information and Communications Technology
Corporation Number: (0124) 05-000492

Stated Capital	"OMITTED"
Matters pertaining to Registered Records	Registration transferred as of May 12 th , 2003(Heisei 15) pursuant to Item 3 of the Supplementary Provisions to the Ministry of Justice Ordinance No.15 of 1989(Heisei 1).

This instrument is to certify the foregoing items are all the registered items in the registry concerning the matter yet to be closed.

December 13th, 2007(Heisei 19)

Tokyo Legal Affairs Bureau Fuchu Branch Office

Registrar

(Seal)REGISTRAR AT TOKYO LEGAL

AFFAIRS BUREAU FUCHU BRANCH OFFICE

Noboru Asayama